

行使規則及び遊漁規則改正のお知らせ

※令和5年4月1日からの実施になりますので、ご注意ください。

(最上漁業協同組合内共15号第五種共同漁業権行使規則第4条3項、漁業の方法等)

| 変 更 前 | | |
|--------|---|-------------------|
| ア 水産動物 | イ 区 域 | ウ 期 間 |
| あ ゆ | 最上郡真室川町大字差首鍋地内高坂堰堤から下流50メートルの地点までの鮭川 | 7月1日から 7月31日まで |
| | 最上郡真室川町大字大沢地内田郎堰堤から下流100メートルの地点までの鮭川 | |
| | 最上郡真室川町大字差首鍋地内大池堰堤から下流50メートルの地点までの鮭川 | |
| | 最上郡真室川町大字大沢地内小川内堰堤から下流50メートルの地点までの鮭川 | |
| | 最上郡真室川町大字栗谷沢地内栗谷沢橋下流200メートルの堰堤から上流及び下流それぞれ50メートルの地点までの真室川 | |
| 変 更 後 | | |
| 削除 | 削除 | 削除 |

①(最上漁業協同組合内共15号第五種共同漁業権遊漁規則第7条1項、禁止区域)

| 変 更 前 | | |
|--------|---|-------------------|
| ア 水産動物 | イ 区 域 | ウ 期 間 |
| あ ゆ | 最上郡真室川町大字差首鍋地内高坂堰堤から下流50メートルの地点までの鮭川 | 7月1日から 7月31日まで |
| | 最上郡真室川町大字大沢地内田郎堰堤から下流100メートルの地点までの鮭川 | |
| | 最上郡真室川町大字差首鍋地内大池堰堤から下流50メートルの地点までの鮭川 | |
| | 最上郡真室川町大字大沢地内小川内堰堤から下流50メートルの地点までの鮭川 | |
| | 最上郡真室川町大字栗谷沢地内栗谷沢橋下流200メートルの堰堤から上流及びそれぞれ50メートルの地点までの真室川 | |
| 変 更 後 | | |
| 削除 | 削除 | 削除 |

②(最上漁業協同組合内共15号第五種共同漁業権遊漁規則第10条4項、特別遊漁料の額)

| 変 更 前 |
|---|
| 特別遊漁料の額は、次の表のとおりする。ただし、第1項に規定する期間1年の遊漁料を納付した場合は、当該金額から 7,700円 （あゆに係る期間1年の遊漁料を納付した場合には、 8,800円 ）を控除して得た額とする。なお、特別遊漁料を納付した場合は第1項に規定した遊漁もできるものとする。 |
| 変 更 後 |
| 特別遊漁料の額は、次の表のとおりする。ただし、第1項に規定する期間1年の遊漁料を納付した場合は、当該金額から 8,000円 （あゆに係る期間1年の遊漁料を納付した場合には、 9,000円 ）を控除して得た額とする。なお、特別遊漁料を納付した場合は第1項に規定した遊漁もできるものとする。 |

※特別遊漁料の額: 12,000円(1年)

最上漁業協同組合代表理事組合長